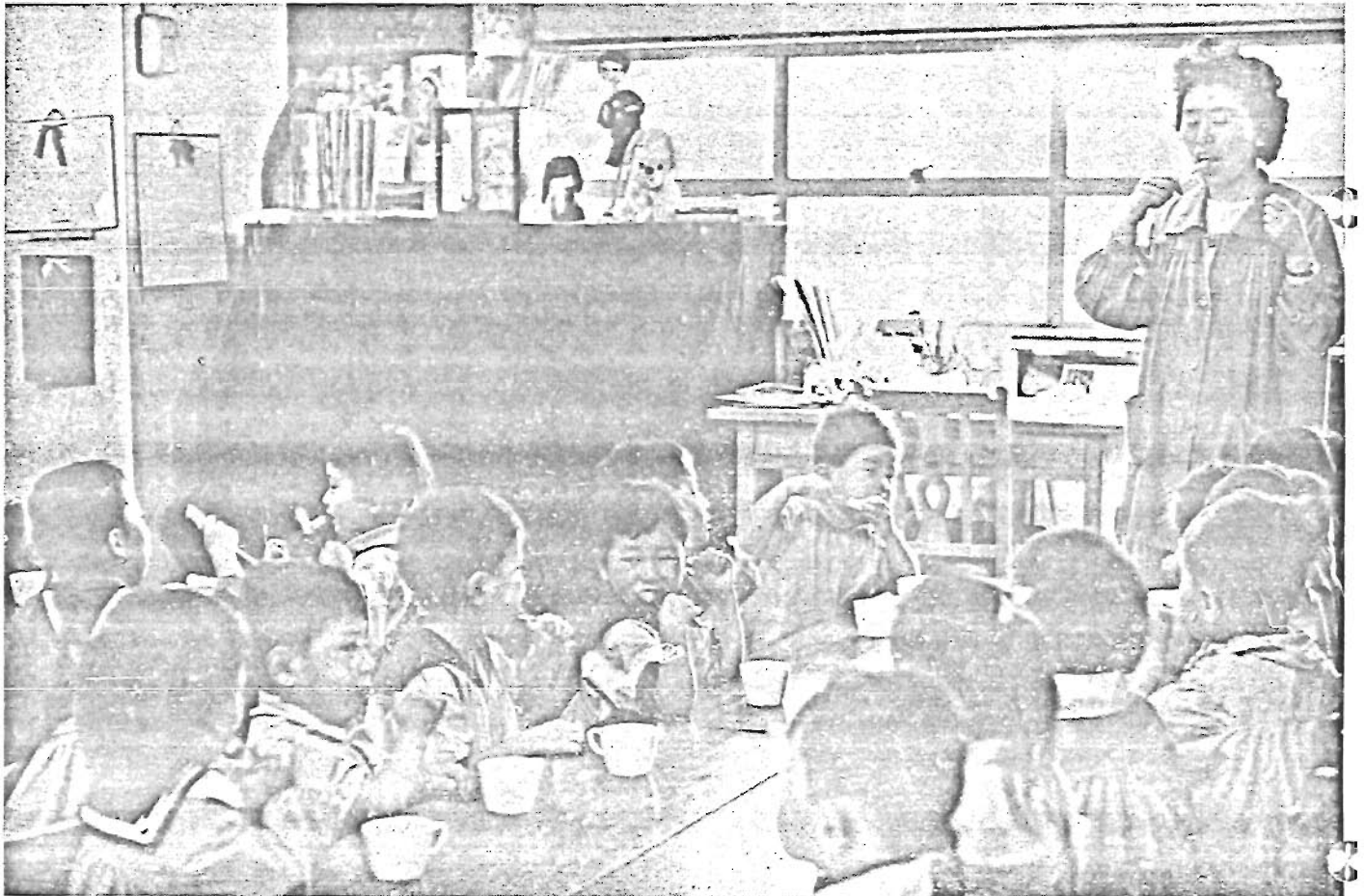


豊島区広報

No. 174
6月号

世帯と人口	
5月1日現在	
人口	355,673
男	181,672
女	174,001
世帯数	118,991
(住民登録による)	

昭和39年6月15日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表 1111



健歯児童・生徒の表彰式

6月4日のむし歯予防デーを記念して、区教育委員会では豊島公会堂に健歯児童生徒五〇四人を招いて表彰式を行いました。表彰された五〇四人は、みんなむし歯のない健康で丈夫な歯の持ち主ばかり。区長さんの「これからもむし歯を作らないよう注意して下さい」とのお話しに、ほおを染めてうなずいていました。

よい子の歯みがき体操

それシ ャッ シ ャッ シ ャッ、シ ャッ シ ャッ シ ャッ。元気の良いかげ声にあわせて、6月3日区立栗鴨保育園で、歯みがき体操が行なわれました。

むし歯は、ない子の方が珍らしい、とまで言われるほどで、お母さんたちの悩みの種。このため保育園では、6月4日から行なわれている歯の衛生週間にちなんで、歯みがき体操を行なったもの。これによって歯みがきへの関心が高まり、歯をみがかない子供がいなくなることを願って――。

福祉年金を受ける権利は・・・ 資格ができてから5年でなくなります

☆：福祉年金を受ける権利がありながら、まだ年金の請求をしていない方はいらっしゃいませんか？ 福祉年金を受ける

権利は、支給を受ける資格のできた日から数えて、5年たちますと時効になり、受ける権利がなくなってしまいます

たとえば福祉年金の制度が始まったとき（昭和34年11月1日）すでに年金を受ける資格のあった方が、請求の手続きをしないでいいますと、今年の10月31日限りでその権利がなくなり受けることができなくなってしまいます。なおこの5年という期間内には、扶養義務者の収入が多いなどの理由で、支給をとめられた期間は、計算されません。……☆



○ 資格のある方

1、老令福祉年金
満70才になった方。

① 昭和34年11月1日現在で、眼がまったく見えない、耳がまったくきこえないなどのために、誰か人の世話にならないとすれば、日常生活をすることができないという方で、これ以上治療を続けても良くなる見込がない状態にある方。ただし昭和34年11月1日現在で20才以上、70才未満の方。

② 身体障害の原因となったけがや病気のために、初めて医師の診療を受けた日（初診日）が、昭和34年10月31日以前であったか、または同年11月1日以後昭和36年3月31日以前であり、初診日以後に前記①の状態になった方。ただし初診日において20才以上であり、①の状態になったとき70才未満であった方。

③ 昭和36年4月1日現在50才をこえる方で、初診日が昭和36年4月1日以後であり、①の状態になったとき70才未満であった方。

後であり、①の状態になった70才未満の方。

3、母子福祉年金

夫と死別して、中学校修了前の子を自分の収入で養育している方で、次のどれかにあてはまる方。

① 昭和34年10月31日以前に夫と死別した20才以上の妻。

② 昭和34年11月1日から昭和36年3月31日までの間に夫と死別した20才以上70才未満の妻。

③ 昭和36年4月1日現在50才をこえる方で、この日以後に夫と死別した70才未満の妻。

4、準母子福祉年金

夫・子（ただし男子）・父・祖父と死別し、中学校修了前の孫や弟妹を自分の収入で養育している祖母か姉で、次のどちらかにあてはまる方。

① 昭和36年4月1日現在でこの状態になった20才以上の方。

② 昭和36年4月1日現在50才をこえる方で、この日以後この状態になった方。

方で、この日以後この状態になった方。

○ 支給される年金額

1、老令福祉年金

昭和38年8月までの支給分
年額 一二、〇〇〇円
月額 一、〇〇〇円
昭和38年9月からの支給分
年額 一三、二〇〇円
月額 一、一〇〇円

2、障害福祉年金

昭和38年8月までの支給分
年額 一八、〇〇〇円
月額 一、五〇〇円
昭和38年9月からの支給分
年額 二一、六〇〇円
月額 一、八〇〇円

3、母子福祉年金

昭和37年3月までの支給分
年額 一二、〇〇〇円
月額 一、〇〇〇円
ただし子供が2人以上あるときは2人目の子から1人につき、年額二、四〇〇円加えられます。
昭和37年4月から昭和38年8月までの支給分
年額 一二、〇〇〇円
月額 一、〇〇〇円
ただし子供が2人以上あるときは2人目の子から1人につき、年額四、八〇〇円が加えられます。

昭和38年9月からの支給分
年額 一五、六〇〇円（3頁へ）

区営施設訪問記

①

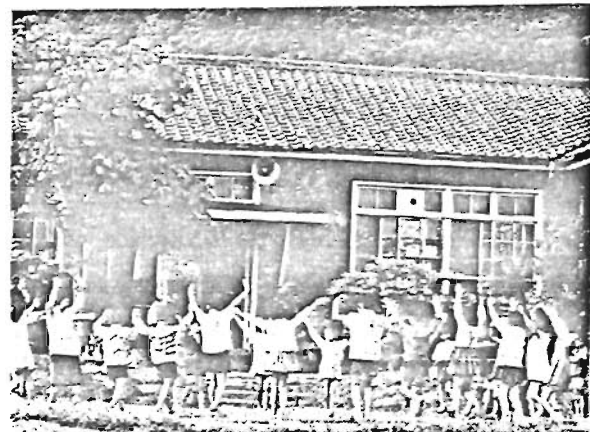
竹岡養護学園の巻



東京から2時間半、東京湾をへだてて三浦半島の観音崎と向かい合う房総西線上総湊駅からバスにゆられること10分で目的の学園につく。東京と違って潮の香まじりの澄みきった空気に何か生まれかわったような心もしよ、門を入ると自由時間なので前にしゃがみ込んで土いじりを

していたが、私たちの来訪を知ると、きちんと立って「いらっしゃい」と、ほがらかな声で挨拶をしてくれた。その顔には人なつっこい眼が健康そうに輝いていた。玄関に立つと山下副園長さんはじめ教員の方々が挨拶に出て、私たちを部屋に案内してくれた。日の暮れかける頃、庭では女

の先生をリーダーに、園児たちが夕食前のひとときを、豊島音頭や軽い音楽に合わせてフォークダンスを楽しんでる。夕食のベルが鳴ると、園児たちはいそいそと食堂に集まってきた。先生の「静かにいただきますしよ」を合図に、三年生の可愛い坊やから六年生のお姉さんまで口をそろえて「いただきます」と、いっせいに箸をとる。新鮮なおさしみ、野菜の煮つけなどのお皿がつきつきにからになってゆく。元気な子供たちの食欲は、見ても頼もしいほど旺盛である。食事が終るとそれぞれの部屋へ戻ってゆく。廊下の窓から中をのぞくと、女の子は身のまわりの整理に余念なく、男の子は二、三人かたまって雑誌をひらけている。



校庭で、楽しいフォークダンスのひとつとき、

月額 一、三〇〇円
ただし子供が2人以上あるときは2人目の子から1人につき年額四、八〇〇円が加えられます
4、準母子福祉年金
母子福祉年金の場合と同じです。
○ 年金の支給を停止される場合
1、本人の受けている公的年金(例えば恩給)が次の金額をこえているとき。
昭和34年11月から37年9月までの支給分 年額 一二、〇〇〇円
昭和37年10月からの支給分 年額 二四、〇〇〇円(一般)
〃 七〇、〇〇〇円(戦争公務)
2、本人の前年の所得額が次の金額をこえているとき。
昭和34年11月から37年4月までの支給分 年額 一三〇、〇〇〇円

昭和37年5月から38年8月までの支給分 年額 一五〇、〇〇〇円
昭和38年9月からの支給分 年額 一八〇、〇〇〇円
3、配偶者が前年において所得税を納めているとき。
4、扶養義務者の前年の所得が、扶養親族数に応じて政令に定められた基準額以上のとき。
例・扶養親族数5人の場合の基準額
昭和38年8月までの支給分 年額収入 五〇〇、〇〇〇円
昭和38年9月からの支給分 年額収入 六〇〇、〇〇〇円
5、他の法令によって、障害補償費や遺族補償費を受けることができるとき。この場合は六年間全額が支給停止されます。
くわしいお問い合わせは 区国民年金課福祉年金係(1階)

午後7時40分、各部屋のスピーカーから、児童向の名作を朗読する園児の可愛い声の流れ、つづいて就寝準備の音楽が流れる。低学年の園児が寝巻に着かえている間、高学年の園児たちが協力して、その部屋で寝る子全部のふとんを敷く。この間の子供たちの行動は自主的・協力的に処理されてゆく。最近しつけ教育がやかましく、新聞その他でさわがれているが、この学園生活をあらゆる子供に経験させたら、おのずから解決されるのではないだろうか。またこの学園では磯部園長さんをはじめ

先生や保母さんたち十五名と園児五十一名が、いっしょに生活しているだけに、都内の学校には見られない親子的な温い人間関係が作られていることもわかった。虚弱児童や、偏食の子供たちが丈夫な身体を持ち主となり、健全な心をもって東京に帰ってくるのは、当然と考えつつ床についた。
朝、ラジオ体操の音楽に眼をさまされた。園児たちは既に庭に出て体操をしている。昨日と同じ明るい顔をして。起床後・検温・乾布まさつ・掃除・洗面・朝礼体操・自習・朝食から子供たちの今日一日の日課がはじまってゆく。
私たちは朝食後、先生や園児たちの「さようなら」の声を背に学園を辞した。



お知らせ

商業統計調査が行なわれます

7月1日現在で、統計法による「商業統計調査」が全国いっせいに行なわれます。全国の商店はどんな地域に多いだろうか、規模はどの程度だろうか、また商品の流れはどんな状態か、などを調査するもので、2年ごとに行なわれています。

調査をするために民間の調査員が卸・小売業のお宅にお伺いしますので、よろしくご協力お願いいたします。

調査の対象には次の3種類があります。

- ① 甲調査の対象
法人組織の商店
常用従業員を使っている個人経済の商店
- ② 乙調査の対象
常用従業員を使っていない個人経営の商店
- ③ 丙調査の対象
飲食店
(甲・乙ともに飲食店は除く)

募金をする時は許可を受けて募金をするときには、あらかじめ

東京都知事または区長の許可を受けなければなりません。これは東京都の募金条例で定められているためです。募金をする人だけの利益のためとか、強制的な募金をするのは、禁じられています。この募金は変だな？と感じたことがありますたら、区総務課総務係(3階)までお問い合わせ下さい。

所得状況届はすみましましたか？

◇ 福祉年金の……

福祉年金の支給を受けている方は毎年6月末日までに所得状況届をださなければなりません。もし届け出をしないと、9月以後福祉年金の支給を停止されます。

まだ届け出のすんでいない方は、代理の方でも結構ですから、なるべく早く届け出をして下さい。届け出用紙は窓口を用意してあります。

- ・届け出に必要なもの
国民年金証書 ハンコ
- ・届け出先
区国民年金課福祉年金係

◇ 児童扶養手当の……

児童扶養手当を受けている方は、必ず毎年6月末日までに所得状況届をだしていただくことになっていきます。この届け出がありませんと、9

月以後の手当が支給されません。まだおすみでない方は、なるべく早く届け出て下さい。届け出用紙は窓口を用意してあります。

- ・届け出に必要なもの
児童扶養手当証書 ハンコ
- ・届け出先
区民生課授課係

選挙管理委員会の

委員さんが変わりました

- 新委員 木村 雄次郎
椎名町七ノ三八六八
- 旧委員 木原 龜治
西巢鴨四ノ二四〇

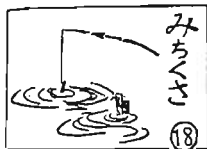
(5月19日木原委員死亡のため)

新図書案内

- | | |
|-------------|--------|
| 法学入門 | 吾妻 光俊 |
| 世論と群集 | G・タルド |
| 戦争研究 | ブラッケット |
| 大和古寺抄 | 北川 桃雄 |
| 帯の趣味 | 石崎 忠義 |
| 榆家の人びと | 北 杜夫 |
| 新しい行政管理 | 山口 西 |
| アジア経済の発展と港湾 | 北見 俊郎 |

- 日本の低賃金構造 黒川 俊雄
- 自動車整備実技 前沢 秋彦
- 酸と塩基 バンダーワーフ
- 図録・沖繩の工芸 岡村吉右衛門
- 響きと怒りの作家 J・フォークナー

図説・俳句大歳時記 (豊島区立図書館蔵書)



みちくさ

6月1日を期して全国大半の河川で鮎(あゆ)が解禁になりました。鮎は日本と中国特有の魚で、その香りが特に好まれる香魚とさえ呼ばれています。

鮎は一年魚、正確には14か月がその寿命です。9月から11月にかけて、川の下流の砂れきのある場所で産卵し、3週間もするとふ化します。ふ化した当初は1センチ位の稚魚で、11~12月に5センチ位に成長して、河水の注ぐ近海におちていきます。翌年3月頃、5~6センチになり4月頃から河を逆上りはじめます。5~6月、つまり解禁直前になると10センチ位になります。この頃川底の石に着いている「けいも」や「あいも」つまり釣り人のいう石あかを食べ初め、この定棲(ていせい)時代に鮎らしいはつらつとした性格をあらわしてきます。

鮎の一番おいしいのは、土用前後の1か月。8月下旬の落ち鮎は味も劣ります。鮎は何といっても塩焼きが最高。フライや天ぷらにするのは、やぼだと言われている。あまり細工をしようと、せっかくの鮎の生命を消してしまふことになるでしょう